

相続時預貯金口座照会のお申込みにあたって

預金保険機構

相続時預貯金口座照会※をご希望の際は、「相続時預貯金口座照会利用規定」及び以下内容をご確認いただき、ご同意の上お申し込みください。

※「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」ほか関係法令に基づく相続時における預貯金口座に関する情報の提供

◆ 相続時預貯金口座照会とは

- 相続人（包括受遺者を含む）は、預金保険機構に対して※¹、被相続人（亡くなられた方）を名義人とする全ての金融機関の預貯金口座（被相続人のマイナンバー※²に紐づくものに限る）の情報を求めることができます（被相続人の死後 10 年までの照会を対象）。
- 預金保険機構は、お申込み時にご提示いただいた情報に基づき、各金融機関に照会した結果を「相続時照会結果通知書」にまとめ、相続人又は当該相続人の代理人等（以下「相続人等」という。）あてに郵送により通知します。

※¹ 預金保険機構は、お申込みの受付事務を金融機関に委託しています。

※² 預金保険機構が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）から取得するため、お申込み時のご提示は不要です。

◆ お手続きの流れ

お申込みから照会結果の通知まで 1 か月程度を要します。

1. お申込み	◆ 金融機関においてお申し込みください。 ※ お取引のない金融機関でもお申し込みできます（預金保険機構の委託先に限ります）。 ※ 複数の被相続人の口座照会を希望する場合は、被相続人ごとのお申し込みとなります。 ◆ 必要書類をご提出ください。 ※ 「申込書」及び「個人情報の第三者提供に係る同意書」は金融機関に所定様式がございます。 ※ 「相続人確認資料」は別紙をご参照の上ご用意ください。 ※ 相続人の「本人確認書類」は、別紙をもとに金融機関へお尋ねください。 ◆ お申込み受付後の取消し・訂正・変更等はできません。
2. 照会手数料	◆ お申込み 1 件につき 5,060 円（消費税込）です。 ※ お申込み時に金融機関へお支払いください。 ※ お申込み受付後は、結果通知の内容によらず手数料をお返しすることはできません。
3. 結果通知	◆ 申込書に記入された住所（日本国内）あてに簡易書留（圧着ハガキ）により通知します。 ※ 被相続人のマイナンバーを確認できない場合（ご提示いただいた被相続人の情報が最新ではないなど）、その旨を通知します（この場合も手数料はお返しできません）。 ※ 通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号等です（口座の残高、被相続人のマイナンバーなどは含みません）。 ※ 通知内容によっては、通知書が 2 通以上となる場合があります。 ※ 金融機関の事情により、口座が存在しても、結果通知に記載されない場合（照会を行った期間内に確認対象先金融機関から結果の回答がない、確認対象先金融機関から代表口座のみの回答など）があります（通知の内容に関する照会は各金融機関に直接お問合せください）。 ※ 当該被相続人の個人番号の住基ネットからの取得に際し、例えば、戸籍謄本の住所表記と住民基本台帳の住所表記が異なるために突合できない、類似住所に同名同姓同一年月日の者が居住しているために個人番号の特定ができない等で個人番号の取得が困難な場合が発生する可能性があります。これらの場合には「該当口座なし」の結果通知が郵送されます。 ※ 照会結果は、口座の存否や相続する口座を証明するものではありません。

◆ 個人情報の取扱い

お申込み時に金融機関へご提出いただいた個人情報及び預金保険機構が確認した被相続人のマイナンバーは、法律等に基づく方法で一定期間保管した後に抹消します。

◆ お問合せ先

- 相続時口座照会制度及び口座管理法全般に関するお問合せ
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
受付時間 平日 9:30～20:00 / 土日祝 9:30～17:30

以上

◆ お申込みに必要な資料

1. 相続時口座照会申込書（様式） 誤りや漏れがないようご記入ください。 ※ 情報をお調べするために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。 ※ ご記入内容が最新ではない場合や誤りがある場合は、マイナンバーが確認できず正しい照会結果が得られません（その場合も手数料はお返しできません）。 ※ お申込み受付後は、ご記入内容の訂正を行うことができません。 ※ 照会ができるのは相続人等です。他の共同相続人の同意は不要です。
2. 個人情報の第三者提供に係る同意書（項番1. の裏面） 内容ご確認の上、ご記入ください。
3. 相続人確認資料 お申込者と被相続人のご関係の確認書類として、以下（1）及び（2）をご用意ください。 （1）被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる書類（いずれか1点） 住民票の除票の写し、戸籍の附票の除票の写し（被相続人の本人特定事項の記載があるもの）、認証文付き法定相続情報一覧図の写し（被相続人の本人特定事項の記載があるもの）（※1） （2）相続人及び被相続人の身分関係が確認できる書類（イまたは該当する場合にはロ） イ 被相続人の戸籍の謄本若しくは抄本又は認証文付き法定相続情報一覧図の写し（※1,2） ロ 包括受遺者の場合は、遺言書（公正証書遺言の場合又は法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用している場合を除き、家庭裁判所の検認済証明書も必要） （※1）「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」の取得方法及び制度の詳細については、法務局のウェブサイトをご参照ください。 （※2）上記イの資料がご提示できない場合は、以下の書類をご提示ください。 調停調書、審判書等、ご照会者が相続権利者であることが分かるもの
4. 本人確認書類 お申込者の本人確認書類として、以下（1）もしくは（2）のいずれかをご用意ください。 （1）顔写真付きの公的書類のうちいずれか1点の原本（主なもの） マイナンバーカード／住民基本台帳カード／運転免許証／運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）／在留カード（有効なもの）。特別永住者証明書（同証明書とみなされる外国人登録証明書を含む）／上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの （2）顔写真のない公的書類のうちいずれか2点の原本（主なもの） 各種健康保険被保険者証・資格証明書／在留カード・特別永住者証明書等／国民年金手帳（基礎年金番号通知書は対象外）／母子健康手帳 等 ※ 前記（2）確認資料1点と、以下確認資料1点でも確認可能です。 住民票の写し（住民票の記載事項証明書）（注）／戸籍の附票の写し（2022年1月11日以降に発行された出生の年月日の記載のあるもの）（注）／印鑑登録証明書（当該実印をお取引に使用する場合を除く）（注）／国税又は地方税の領収証書（注）／納税証明書（注）／社会保険料の領収証書（注）／公共料金の領収書（注） （注）本人名義かつ現住居の記載があり、発行日付・領収日付等が6か月以内のものに限ります。
5. 代理人等確認書類 代理人等の方がお申込み手続きをされる場合、お申込者（相続人）・代理人等自身の本人確認書類に加え、代理人等としてお申込みの任に当たっていることの確認のため、以下のいずれかをご用意ください。 【お申込者（相続人）が個人の場合】 - お申込者の同居の親族又は法定代理人であることを証明する資料 - お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面（お申込者に電話をかけることその他類する方法により確認できることも可） - その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること 【お申込者（相続人）が個人以外の場合】 - お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面（お申込者の本店等もしくは営業所または代理人が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により確認できることも可） - 代理人がお申込者を代表する役員として登記されていることを証する書面（履歴事項証明書） - その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること

1. 適用範囲

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号。以下「口座管理法」という。）ほか関係法令に基づく相続時における預貯金口座に関する情報の提供については、この規定により取り扱います。

2. 相続時預貯金口座情報提供金融機関の依頼対象の範囲

- (1) 口座管理法に基づく、相続時における預貯金口座に関する情報の提供の依頼（以下「本提供依頼」という。）の受付において、対象とする預貯金口座は、依頼を行った者の被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ）である預貯金者の口座情報の有無についての確認対象である全ての金融機関（以下「確認対象先金融機関」という。）への照会時点で付番（特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が法令等に基づき当該預貯金者の個人番号を利用して管理することをいう。以下同じ。）が完了している口座とします。
- (2) 被相続人の預貯金口座の情報は、「金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号、預貯金者名」を対象とします。なお、当該預貯金口座の残高は対象外です。
- (3) 被相続人の死後10年までの照会を対象とします。

3. 相続時預貯金口座情報提供の依頼者の範囲

本提供依頼は、国内に通知先を有する相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は当該相続人の代理人等（以下「相続人等」という。）が行うことができるものとします。また、連名での依頼は受付できません。

4. 相続時預貯金口座情報提供の依頼の受付

本提供依頼は、預金保険機構（以下「機構」という。）が業務を委託した金融機関（以下「委託先金融機関」という。）で受け付けます。

- ① 委託先金融機関の窓口における依頼は、委託先金融機関の窓口営業時間内に受け付けます。
- ② コンピュータ・システム等の電子的な手段による依頼は、委託先金融機関所定の方法及び時間内に利用することができます。
- ③ 郵送による依頼は、委託先金融機関所定の方法により利用することができます。

5. 相続時預貯金口座情報提供の依頼の成立と提供業務の履行の完了

- (1) 委託先金融機関が依頼者からの本提供依頼を承諾した時に依頼が成立したとします。本提供依頼の成立後の依頼の取り止め、依頼内容の変更はできません。
- (2) 確認対象先金融機関から本提供依頼に基づく通知を受けた照会結果について、機構から、申込書に記載された通知先へ通知書を発送した時点で相続時預貯金口座情報提供業務の履行が完了したとします。

6. 照会結果の通知

- (1) 本提供依頼に基づく確認対象先金融機関から通知を受けた照会結果について、機構から、申込書に記載された国内の通知先へ簡易書留にて郵送します。
- (2) 照会結果通知書は、以下に従って記載されています。
 - ① 照会結果の「該当口座なし」には、実際に確認対象先金融機関に該当口座が存在していない場合(口座は存在しているが付番が完了していない場合も含む。)に加え、照会を行った期間内に当該確認対象先金融機関から結果の回答がなかった場合も含まれます。
 - ② 確認対象先金融機関の管理状況次第では、代表口座のみの回答となる場合があります。
 - ③ 照会結果の通知内容が多数の場合、複数の通知書に分割されて通知されることがあります。
- (3) 照会結果は、情報提供依頼の受付時の内容及び確認対象先金融機関からの回答に基づくものであり、個人番号による管理が行われている預貯金口座の情報のみ記載しております。
- (4) 照会結果は、相続人が被相続人から相続する口座の有無及び内容を証明するものではありません。
- (5) 被相続人の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムから取得する際に、例えば、戸籍の附票の除票の写しの住所表記と住民基本台帳の住所表記が異なるために突合できない、類似住所に同姓同名同一生年月日の者が居住しているために個人番号の特定ができない等の事情により当該個人番号の取得が困難な場合、その旨を記載した通知書を、機構から申込書に記載された国内の通知先へ普通郵便にて郵送します。

7. 手数料等

- (1) 本提供依頼にあたっては、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が定める所定の方法により表示する手数料及びこれに伴う消費税等(以下「手数料等」という。)をいただきます。
- (2) 本提供依頼の成立後に手数料等を返却することはできません。
- (3) 本提供依頼に基づく確認対象先金融機関による照会結果が「当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理していない」等、情報提供を受けられなかった場合でも、手数料等を返却することはできません。
- (4) 依頼書の記載の不備や誤って記入された場合につきましても、手数料等を返却することはできません。
- (5) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者の手数料は免税扱いになり、消費税はいただきません。

8. 口座照会内容の照会等

- (1) 委託先金融機関が機構に通知した本提供依頼の内容について、機構、委託先金融機関又は確認対象先金融機関から相続人等あて照会する必要がある場合には、相続時預貯

金口座情報提供業務の履行の完了前後を問わず、相続人等に照会を行うことがあります。

- (2) すみやかに回答しなかった場合又は不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。

9. 免責事項

- (1) 次の各号の事由による本提供業務の履行不能、処理遅延等があっても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。ただし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関に故意又は過失がある場合を除きます（本項から第4項まで同じ。）。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が利用するコンピュータ・システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- (2) 本提供依頼の内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (3) 本提供依頼の照会結果に関連して、相続人等の間又は相続人等と第三者の間で紛争が生じた場合、相続人等が自己の責任で当該紛争を解決するものとし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (4) 本提供依頼に関連して、相続人等に費用負担が生じたとしても、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は負担しません。

10. 個人情報の取扱い

機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は、本提供依頼に際し取得した相続人等の個人情報（特定個人情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従って管理します。

11. 合意管轄

本規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

12. 規定の変更

- (1) 機構は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定により本規定の変更をすることができるものとします。
- (2) 変更する場合、機構は、委託先金融機関の受付時における通知その他の適切な方法により周知することとします。

以上